

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2022年4月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2022年3月中旬～2022年4月中旬）

- 「最高人民法院による『民事訴訟法』の適用に関する解釈」の改正に関する決定
- 「国务院の一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定」

II. コラム

「最高人民法院が公表した2021年10大知財事件」

III. 中国法務の現場より

「日本の税関における知的財産侵害物品の差止について」

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2022年3月中旬～2022年4月中旬）

◆ 「最高人民法院による『民事訴訟法』の適用に関する解釈」¹の改正に関する決定²

最高人民法院 2022年4月1日公布、2022年4月10日施行

1. はじめに

2022年3月22日、最高人民法院審判委員会の第1866回会議において、「最高人民法院による『民事訴訟法』の適用に関する解釈」の改正に関する決定（以下、本項において「本決定」という。）が公布され、改正後の「最高人民法院による『民事訴訟法』の適用に関する解釈」（以下、改正後のものを「新民訴法解釈」という。）が2022年4月10日より施行されることとなった。新民訴法解釈の施行日以前に適用されていた「最高人民法院による『民事訴訟法』の適用に関する解釈」（以下「旧民訴法解釈」という。）は2020年12月29日に公布、2021年1月1日に施行されたものである。

今回の改正の背景として、2021年12月24日に「民事訴訟法³の改正に関する決定」が公布され⁴、改正後の民事訴訟法（以下、改正後のものを「新民訴法」という。）が2022年1月1日より施行されたことにより、司法確認手続、簡易手続、単独法廷制度、オンライン訴訟及び送達に関する規定が改訂され、7つの条項が追加され、全体的な条項の順序が変更されたことが挙げられる。新民訴法の施行により、旧民訴法解釈で引用されている改正前の民事訴訟法（以下「旧民訴法」という。）の関連条文の内容及びその番号等と新民訴法との間に不一致が生じ、関連規定の内容及び表現の修正が急務となった。

新民訴法を確実に実施するため、最高人民法院は、新民訴法に基づき、人民法院の民事裁判と執行活動の実情を踏まえて、2022年1月に旧民訴法解釈の改正案の作成を開始した。その後、最高人民法院は、全国人民代表大會常務委員會法律工作委員會の指導の下、上海と南通の裁判所で調査を行い、専門家、学者及び裁判所の関連部門に意見を求めたうえで、本決定を作成し、最高人民法院審判委員会の審議により可決された。

本決定は裁判活動の実務に着眼し、新民訴法の関連規定に基づいて、旧民訴法解釈の条文番号と条文の表現に関して整合性の観点からの修正を行い、全16か条の条文を修正した。大改正というものではないが、新民訴法施行後の実務運用、新民訴法との用語及び概念の統一といった要素を踏まえた調整がなされている。以下では、本決定における重要な改正点を紹介することとする。

¹「最高人民法院关于适用『中华人民共和国民事诉讼法』的解释」

²「最高人民法院关于修改『最高人民法院关于适用『中华人民共和国民事诉讼法』的解释』的决定」

³「中华人民共和国民事诉讼法」

⁴改正民事訴訟法に関するポイントは、本ニュースレターの2022年1月号を参照されたい。

2. 改正の要点とコメント

(1) 簡易手続を適用する事件の審理期間について⁵

新民訴法の簡易手続を適用する事件の審理期間に関する規定⁶に照らして、新民訴法解釈は、簡易手続を適用する事件の審理期間の延長の条件を「当事者双方が引き続き簡易手続を適用することに同意した場合」から「特殊な事情により期間を延長する必要がある場合」に改めるとともに、簡易手続を適用する事件の審理期間の上限を6か月から4か月に変更した⁷。ここでいう「特殊な事情」の定義は特に定められていないが、一般に、予見又は回避できない事態で、事件の正常な終結に影響を及ぼす疫病の予防と制御等の客観的要因に左右されるものを指す。

簡易手続を適用する事件の審理期間の改正により、少額訴訟手続、簡易手続、普通手続それぞれの審理期間はより明確にされ、迅速かつ効率的に紛争を解決するための簡易手続の利点がより有効に活用されることが期待される。

(2) 手続の変更及び手続異議申立について

改正前は、事案が複雑であることが簡易手続から普通手続に変更する条件の一つとされていたが⁸、新民訴法解釈では、当該条件が「簡易手続に適さないこと」に改められ⁹、事案の複雑さ以外の事由がある場合にも手続の変更を認める余地を残した。また、少額訴訟の適用に対する当事者の異議が成立する場合、人民法院は、簡易手続のその他の規定を適用して審理するほか、裁定によって普通手続に変更することも可能とされた¹⁰。

他方で、簡易手続又は少額訴訟の適用に対する当事者の異議が成立しないとき、人民法院は異議の却下を裁定しなければならず、その裁定を口頭で下すことができるとされた¹¹。口頭による裁定は、裁定形式を簡略化したものであるが、当事者の正当な権利と利益を損なうものではない。新民訴法解釈は、旧民訴法解釈に比べて、当事者の異議申立に対して慎重に取り扱う観点から、裁定という形で処理する必要があると規定されており、当事者の手続に対する異議権を尊重・保護する姿勢が十分に反映されている。

(3) 簡便な方式による訴訟文書の送達について

新民訴法の施行により、訴訟文書の電子送達に関する規定が拡充された。判決書、裁定書、調解書も電子送達の対象に含まれ、また、受領を確認することができる電子的方法によって電子送達を行うことができると明記されている¹²。

これに対応して、新民訴法解釈においては、簡易手続を適用して審理する事件について、人民法院は、新民訴法第90条、第162条の規定に従い、口頭での伝言、電話、ショートメッセージ、ファ

⁵ 「簡易手続」(簡易程序)とは、事実、権利義務関係が明確であり(すなわち、当事者間で紛争のある事実陳述が基本的に一致しており、且つ相応の証拠を提出することができ、裁判所による証拠収集をすることなく、事実を証明することができ、また、誰が責任者、権利者であるかを明確にすることができること)、事件の是非、責任の負担、訴訟物に対する紛争につき原則的に議論がないような場合に適用される訴訟手続をいう(民事訴訟法第160条、新民訴法解釈第256条)。簡易手続においては、口頭での訴訟提起や簡便な呼び出し方法ができることや、通常手続の場合事件が立件されてから6か月以内に結審しなければならないところ、簡易手続は3か月に短縮されているなど、簡易・迅速な手続を行うことが想定されている。

⁶ 新民訴法第164条

⁷ 旧民訴法解釈第258条第1項、新民訴法解釈第258条第1項

⁸ 旧民訴法解釈第258条第2項

⁹ 新民訴法解釈第258条第2項

¹⁰ 新民訴法解釈第279条

¹¹ 新民訴法解釈第269条第1項、第279条

¹² 新民訴法第90条第1項

クシミリ、電子メール等の簡便な方式により当事者双方を呼び出し、証人に通知し、及び訴訟文書を送達することができることが明確にされている¹³。

インターネット、ブロックチェーンなどの科学技術の急速な発展を背景に、民事訴訟活動にも大きな変革が生じている。その中でも、民事訴訟活動における電子送達は、これらの技術的裏付けがあって大きく進展した。新民訴法では、「送達を受ける者が紙の文書が必要であると申し出た」場合には従来の方法によって送達すると規定されているが¹⁴、電子送達の適用範囲が判決書、裁定書、調解書に拡張された。これに対応して、新民訴法解釈は新民訴法の関連条文を直接引用したうえで、新民訴法に規定する「電子的方法」の内容を明確にし、かつ、電子送達を認める文書の範囲を、従前の「裁判文書以外」から「訴訟文書」に変更した。この改正により、迅速で便利な電子サービスの利点がさらに発揮され、紙の文書の送達のために必要とされた時間や労力が節減され、訴訟手続の着実な発展が促進されるとともに、疫病の予防とロックダウン期間中の感染リスクを軽減しながら当事者に多くの利便性がもたらされることが期待される。

(4) 少額訴訟の適用について

新民訴法において、少額訴訟の適用対象事件は、基層人民法院及びその派出法院において審理される、事実関係、権利義務関係が明確で、争いの大きくない、簡単な民事事件のうち、訴額が各省、自治区、直轄市における就業者の前年度の年間平均給与の50%以下の案件に係る訴訟手続とされている。また、訴額が年間平均給与の50%を超える場合でも、その2倍以下にある場合には、当事者が合意をすることによって少額訴訟手続を利用することができる¹⁵。

但し、以下の事件については少額訴訟の対象からは除外される¹⁶。

- 人身関係、財産権確認事件
- 涉外事件
- 評価、鑑定を実施する必要がある、又は訴訟前に実施した評価、鑑定結果に異議がある事件
- 当事者の一方が所在不明となった事件
- 当事者が反訴を提起した事件
- その他少額訴訟手続を適用することが適当でない事件

少額訴訟に関する統一的なルールを整備するため、新民訴法解釈は、旧民訴法解釈第274条及び第275条の少額訴訟手続の適用対象事件及び除外事件に関する規定を削除した。

他方、新民訴法解釈においては、少額訴訟が海事、海商事件にも適用されることを明確にし、海事、海商の少額訴訟事件の訴額計算については、実際に事件を受理する海事法院又はその派出法院が所在する省、自治区、直轄市の前年度の就業者の年間平均賃金を基数として計算することとした¹⁷。

(5) 調解の司法確認に係る管轄について¹⁸

調解の司法確認に係る管轄裁判所について、新民訴法は3つの場合（①人民法院が調解組織を招聘

¹³ 新民訴法解釈第261条第1項

¹⁴ 新民訴法第90条第1項

¹⁵ 新民訴法第165条

¹⁶ 新民訴法第166条

¹⁷ 新民訴法解釈第273条

¹⁸ 中国法上、「調解」とは、裁判所を含む中立的な第三者の介入の下で和解に達することをいい、当事者間の合意によって達成する「和解」とは若干意味が異なる。調解の司法確認とは、当事者において調解の合意に達した後、人民法院においてその有効性を確認する手続をいい、当事者は、人民法院におい

して先行的に調解を実施し、その調解について司法確認をする場合、②調解組織が自ら調解を行った場合、及び③調解合意に基づく紛争が中級人民法院によって管轄されるべきものである場合)に分けて管轄裁判所を定めている¹⁹。

これに対応して、新民訴法解釈においても調整がなされている。旧民訴法解釈は、調解の司法確認に係る管轄裁判所は一律に調解組織の所在地の基層人民法院又は人民法廷とされていたが²⁰、新民訴法解釈では、「新民訴法第 201 条の規定に従い申し立てる」²¹という内容が追加され、また、調解組織が二つ以上ある場合には、新民訴法第 201 条に規定された各調解組織の所在地の人民法院がいずれも管轄権を有するものと変更された²²。

(6) その他の改正

上記の改正点以外に、新民訴法解釈において、調整がなされた条文は以下のとおりである。

概要	内容
用語等の調整	「養育費」(原文：抚育费) ²³ を「養育費」(原文：抚养费) ²⁴ に統一されている。 「合議庭構成員」 ²⁵ が「裁判官等」 ²⁶ に統一されている。
調解の司法確認の対象の拡張	旧民訴法解釈の「人民調解委員会による調解」 ²⁷ から「人民調解委員会又は法により設立された調解組織による調解」 ²⁸ に変更されている。
民事行為無能力者等の宣告申立に係る内容の明確、申立人の範囲の拡張	「精神病患者であること」から「自分の行動を認識できない又は十分に認識できないこと」に、「利害関係人」から「利害関係人又は関連組織」に変更されている ²⁹ 。

て有効であることが確認された調解について、他方当事者が履行拒絶し又は一部不履行をした場合には、確認を経た調解合意に基づいて強制執行の申し立てをすることができる(人民調解法(人民調解法)第 33 条第 2 項)。

¹⁹ 新民訴法第 201 条

²⁰ 旧民訴法解釈第 353 条

²¹ 新民訴法解釈第 351 条

²² 新民訴法解釈第 352 条

²³ 旧民訴法解釈第 9 条、第 218 条

²⁴ 新民訴法解釈第 9 条、第 218 条

²⁵ 新民訴法解釈第 45 条第 2 項、第 258 条第 2 項、第 269 条第 2 項

²⁶ 新民訴法解釈第 45 条第 2 項、第 258 条第 2 項、第 269 条第 2 項

²⁷ 旧民訴法解釈第 61 条

²⁸ 新民訴法解釈第 61 条

²⁹ 旧民訴法解釈第 349 条、新民訴法解釈第 347 条

◆ 「国務院の一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定」³⁰

国務院 2022年3月29日公布、2022年5月1日施行

1. はじめに

2022年4月7日、国務院は「国務院の一部の行政法規の改正及び廃止に関する決定」（以下、本項において「本決定」という。）を公布し、14部の行政法規の一部が改正され、6部の行政法規が廃止された。以下では、改正された行政法規のうちの一つである「外商投資電信企業管理規定」³¹（以下「管理規定」という。）を紹介することとする。

改正後の管理規定は、従前の全23条から全17条に条文数自体は減少しているが、前回2016年になされた法改正以降になされた電信規制及び外商投資領域に対する改革措置が反映されている点だけでなく、外国主要投資者に対する一部の要件についても撤廃されており、比較的大幅な改正がなされたものといえる。改正後の管理規定は、2022年5月1日から施行される。

2. 改正の要点とコメント

本決定における主たる改正点を整理すると以下のとおりである。

(1) 「外商投資電信企業」の新たな定義

改正前の管理規定第2条では、外商投資電信企業について、外国投資者が中国投資者と中華人民共和国内において、法令に従い、中外合弁の形式により、共同して出資し、設立する電信業務を営む企業と定義していた。この点、本決定により、外商投資電信企業は、外国投資者が法令に従い、中華人民共和国内において設立する電信業務を営む企業という定義に変更され、中外合弁の形式、共同出資・共同設立という内容が削除された。

当該外商投資電信企業の定義の変更は、2020年1月1日に施行された「外商投資法」³²において、「中外合弁企業法」等の三資企業法³³が廃止され、外商投資企業が「全て又は一部が外国投資者により投資され、中国の法律に基づき中国国内において登記登録を経て設立された企業をいう」と定義された³⁴ことに合わせたものであり、かつ、現時点における外商投資電信企業の規制政策及び実務が反映されたものである。これにより、三資企業法に基づき設立され、現在5年間の移行期間内にある外商投資電信企業³⁵、及び外商投資法に基づき設立された外商投資電信企業の双方が、今回の改正後の管理規定の適用対象となる。

(2) 外国主要投資者に対する一部の要件の撤廃

改正前の管理規定では、第9条第1項第(4)号及び第10条において、基礎電信業務及び付加価値電信業務を営む外商投資電信企業の外国主要投資者に対し、関係電信業務に関して良好な業績及び運営経験を有することが要件として定められていたが、今回の改正で当該要件が撤廃されたことが、今回の改正の最大のポイントといえる。

³⁰ 「国务院关于修改和废止部分行政法规的决定」

³¹ 「外商投资电信企业管理规定」

³² 「中华人民共和国外商投资法」

³³ 中外合弁企業法（中外合资经营企业法）、中外合作經營企業法（中外合作经营企业法）、外商獨資企業法（外资企业法）の總称をいう。

³⁴ 外商投資法第2条第3項

³⁵ 外商投資法第42条に従い、「外商投資法」の施行後5年以内に引き続き元の企業組織形態を維持する「三資企業法」に基づいて設立された外商投資企業を指す。

電信業務を管轄する工業・情報化部が公布していた従前の FAQ によると、外商投資企業の外国投資者が単なる出資者であって、電信業務を営んだ経験がない場合には、電信業務の許可を申請することはできないとされており³⁶、また、工業・情報化部の「電信業務経営許可審査サービスガイドライン（完全版）」³⁷によると、申請者は、外国主要投資者のそれまでの付加価値電信業務の提供状況を詳細に説明し、関係証明文書を提出しなければならないとされていた³⁸。

しかし、実務上は案件によって証明文書が統一されておらず、外国主要投資者が業績や運営経験に係る要件を満たしているか否かの判断基準は明確ではなく、また、一部の外国主要投資者は、実際の運営には関与していない投資企業であったり、各国・地域によって電信規制体制が異なったりするため、当該要件は、実質上、外資の電信業務領域参入にあたっての大きな障壁となっていた。この点、業績及び経験の要件が撤廃されることにより、外国投資者が電信業務に係る許認可申請をしやすくなり、電信業務領域の対外開放がさらに拡大していくことが期待される。

なお、外国主要投資者に対する電信業務の業績及び経験に関する要件の撤廃は、外商投資管理体制の改革が反映されたものである。2020年1月1日に施行された外商投資法及びその実施条例³⁹では、「参入前内国民待遇+ネガティブリスト⁴⁰」という外商投資管理制度が確立された。

「参入前内国民待遇」とは、投資参入許可段階において、外国投資者及びその投資に対し、本国の投資者及びその投資に対する待遇を下回らない待遇を与えることをいい、「ネガティブリスト」とは、特定領域における外商投資に対しては特別管理措置を実施する一方、リスト対象外の領域については「参入前内国民待遇」を与えるというものである⁴¹。

「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2021年版）」⁴²では、電信企業に対する特別管理措置として、「中国がWTO加盟時に開放を約した電信業務に限る。付加価値電信業の外資出資比率は50%を超えてはならず（電子商取引、国内多当事者間通信、データ保存・転送、コールセンターを除く。）、基礎電信業務については、必ず中国側がマジョリティでなければならない。」と明記され、外国投資者の関係電信業務の業績及び運営経験の要件については特に記載されていない。したがって、今回の管理規定の改正により、電信業務の業績及び運営経験に関する条項が削除されたことは、新たな外商投資管理体制下における、ネガティブリスト対象外の領域については「参入前内国民待遇」を与えるという原則が反映されたものといえる。

他方、改正後の管理規定においても、従前と同様、基礎電信業務を営む外国主要投資者は、その登録した国や地域で基礎電信業務の経営許可証を取得することが必須要件として定められている⁴³ため、この点に係る改正による実質的な影響は限定的なものと思われることに留意する必要もある。

³⁶ 「工業・情報化部政務サービスプラットフォーム電信業務経営許可事務ガイドライン」（「工信部政务服务平台电信业务经营许可办事指南」）
(<https://ythzxfw.miit.gov.cn/lawGuide?data=5f19dd122cfa4482a2b64e201cbc8bfd>, 2022年4月20日現在の情報に基づく。)

³⁷ 「电信业务经营许可审批服务指南（完整版）」

³⁸ 電信業務経営許可審査サービスガイドライン（完全版）26頁

³⁹ 「中华人民共和国外商投资法实施条例」

⁴⁰ 「负面清单」

⁴¹ 外商投資法第4条

⁴² 「外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2021年版）」

⁴³ 管理規定第9条第1項第2号

(3) 外資比率規制の緩和

改正前の管理規定第6条では、

- 基礎電信業務（無線呼出業務を除く。）を営む外商投資電信企業の外国投資者の当該企業における出資比率は、最終的に49%を超えてはならないこと（第1項）
 - 付加価値電信業務（基礎電信業務における無線呼出業務を含む。）を営む外商投資電信企業の外国投資者の企業における出資比率は、最終的に50%を超えてはならないこと（第2項）
 - 外商投資電信企業の中国投資者及び外国投資者のそれぞれの時期における出資比率は、国务院工業・情報化主管部門が関係規定に従って確定すること（第3項）
- が定められていた。

本決定では、上記第6条の第1項及び第2項にそれぞれ「国が別途規定する場合を除く。」という例外規定が追加され、かつ、第3項が削除されている。新たに追加された例外規定は、電信業務領域の外資企業の出資比率に対する規制措置を緩和・撤廃する法的基礎を与えるものである。近年、中国では、事実上、外資比率に対する規制措置の緩和・撤廃が、特定の地域での先行試験を通じて漸次的に広がりつつあるところ、管理規定第6条に係る例外規定が追加されたことは、法的な面で、これまで事実上広がりつつあった外資比率に対する規制措置の緩和・撤廃を受けて、将来において主管部門が外商投資電信領域に対して更なる改革を進めていく余地を残したものであるといえる。

なお、工業・情報化部は、上海の自由貿易試験区において先行して一部業務の外資規制を試験的に緩和し⁴⁴、その後、その緩和を全国や国务院が承認した全ての自由貿易試験区に推し広めている⁴⁵。また、「『内地と香港の更なる緊密な経済貿易関係の確立に関する取決め』サービス貿易協定」⁴⁶及び「『内地とマカオの更なる緊密な経済貿易関係の確立に関する取決め』サービス貿易協定」⁴⁷に定める電信領域の緩和措置を実行するために、工業・情報化部は、香港・マカオのサービス提供者（以下「CEPA⁴⁸投資者」という。）について、特別な取り決めをしている⁴⁹。

本決定は、管理規定の第6条に例外事項を追加することで、法的な面で以前の政策措置を確認するだけでなく、将来の主管部門が外商投資電信分野における改革開放をさらに深化させる余地を与えたものと考えられる。

現在、各種付加価値電信業務に適用されている主たる外資規制について整理すると以下のとおりである⁵⁰。

⁴⁴ 「工業・情報化部、上海市人民政府の中国（上海）自由貿易試験区における付加価値電信業務の更なる対外開放に関する意見」（工业和信息化部、上海市人民政府关于中国（上海）自由贸易试验区进一步对外开放增值电信业务的意见）

⁴⁵ 「工業・情報化部のオンラインデータ処理及び取引処理業務（経営類電子商務）の外資比率規制の緩和に関する通告」、「工業・情報化部の自由貿易試験区における関連付加価値電信業務の開放試験の実施に関する事項についての通知」（工业和信息化部关于放开在线数据处理与交易处理业务（经营类电子商务）外资股比限制的通告，工业和信息化部关于在自由贸易试验区做好相关增值电信业务开放试点有关事项的通知）

⁴⁶ 「『内地と香港关于建立更紧密经贸关系的安排』サービス貿易協定」

⁴⁷ 「『内地と澳门关于建立更紧密经贸关系的安排』サービス貿易協定」

⁴⁸ 「Closer Economic Partnership Arrangement」

⁴⁹ 「工業・情報化部の香港・マカオのサービス提供者の内地での電信業務実施に関する問題についての通告」（工业和信息化部关于港澳服务提供者在内地开展电信业务有关问题的通告）

⁵⁰ 改正後管理規定の第9条に定める要件を満たすことは前提となる。

業務	外資比率規制		
	CEPA 投資者	自由貿易試験区	その他
B11 ⁵¹ インターネットデータセンター業務 (IDC/IRC)	≤50%	投資不可	
B12 コンテンツデリバリーネットワーク業務 (CDN)	≤50%	投資不可	
B13 国内インターネット仮想プライベートネットワーク業務 (IP-VPN)	≤50%	≤50%	投資不可
B14 インターネット接続サービス業務 (ISP)	インターネットユーザに対するインターネット接続サービスの提供：		
	規制なし		投資不可
	その他の B14 業務：		
	≤50%	投資不可	
B21 オンラインデータ処理及び取引処理業務 (EDI)	経営類電子商取引：規制なし		
	その他の B21 業務：≤50%		
B22 国内多当事者間通信サービス業務	規制なし		投資不可
B23 保存・転送類業務	規制なし		≤50%
B24 コールセンター業務	規制なし		中国国内コールセンター：
			≤50%、 オフショアコールセンター：省、直轄市の通信管理局の要求による（試験地区：規制なし ⁵² ）
B25 情報サービス業務 (ICP)	アプリケーションストア：		
	規制なし		≤50%
	その他の B25 業務：		
	≤50%		

上述の例のほか、海南自由貿易港⁵³等の地域では、特定の分野の電信業務に対する外商投資についてもさらなる開放政策が打ち出された。これらの改正も将来、電信分野の外資の活力を引き続き奮い立たせるための余地を与え、電信業務分野の対外開放レベルをさらに向上させることにつながるものと考えられる。

(4) 審査のスピードアップ及び「証照分離」⁵⁴

ア 審査速度の向上

改正前の管理規定第11条第2項では、工業・情報化部は、申請を受領した日から申請書類の審査を行わなければならない、基礎電信業務に該当するものについては、180日以内に審査を完了させ、認可又は不認可の決定を行わなければならない、付加価値電信業務に該当するものについては、90日以内に審査を完了させ、認可又は不認可の決定を行わなければならない旨が定められていたが、本決定では、付加価値電信業務の審査期間が90日から60日に短縮され、「放・

⁵¹ ここ及び以下のBで始まる番号は、「電信業務分類目録(2015年版)」（电信业务分类目录(2015年版)）に規定する電信業務の категорияである。

⁵² 「工業・情報化部の産業の加速的發展の促進と外資系オフショアコールセンター事業の試験の承認手続の簡素化に関する通知」（工信部关于鼓励服务外包产业加快发展及简化外资经营离岸呼叫中心业务试点审批程序的通知）

⁵³ 「海南自由貿易港建設全体方案」（海南自由貿易港建設总体方案）

⁵⁴ 各産業の主管部門が発行する「経営ライセンス」と商務登記主管部門が発行する「経営許可証」を分離することを指す。

管・服」⁵⁵の改革原則が反映された。

基礎電信業務の経営許可証の申請に関し、改正前の管理規定は、工業・情報化部が申請を受領した日から180日以内に決定を行わなければならないとされていたが⁵⁶、本決定では、工業・情報化部が申請を受領した日から180日以内に決定を行うことに改められた⁵⁷。

イ 証照分離⁵⁸

なお、今回の管理規定の改正では、「外商投資企業電信業務審査決定意見書」⁵⁹（以下「**審査決定意見書**」という。）及び「外商投資企業認可証書」⁶⁰（以下「**認可証書**」という。）の審査手続について定められていた規定が削除された。

改正前の管理規定によると、基礎電信業務又は省、自治区、直轄市の範囲にまたがる付加価値電信業務を営む外商投資電信企業を設立するには、工業・情報化部が発行した審査決定意見書、商務部門が発行した認可証書を順番に取得し、工商行政管理機関において企業設立登録を完了したうえで、工業・情報化部に電信業務経営許可証の申請手続を行うという手続を踏むことが必要とされていた⁶¹。

しかし、この点改正後の管理規定では、「先照後証」⁶²改革などと結びつけて、前述の一部の審査手続に関する条文が削除されたことにより、外商投資企業が市場監督管理部門において市場主体登録を完了した後、同規定に従って工業・情報化部に電信業務経営許可証の申請手続を行うことができる建付けに手続が変更・簡略化された。このような手続の簡素化により、例えば認可証書を取得するための商務部門による90日間の審査期間を経ることが不要となり、電信業務経営許可証の申請までに要する全体の期間が短縮された。

工業・情報化部は、今回の改正に先立ち、証照分離の改革原則に従い、外商投資電信業務領域における審査決定意見書の受理を取りやめている⁶³。また、工業・情報化部が2021年6月29日に公布した「『証照分離』改革の深化に関する通告」⁶⁴においても、外商投資経営電信業務に関して、外商投資経営電信業務の「審査決定意見書」に関する審査の廃止、外商投資電信業務の審査手続の最適化及び自由貿易試験区における第二類付加価値電信業務の申請時での告知・承諾制等の措置をとる旨が定められた。

⁵⁵ 簡政放権（行政簡素化と権限委譲）、放管結合（権限委譲と管理の両立）、優化服務（サービスの向上）の略称である。

⁵⁶ 改正前管理規定第11条第2項

⁵⁷ 「受領」と「受理」の定義については管理規定には特に定められていないが、通常、「受領」は当局が申請資料を受け取ったことを指し、「受理」は当局が申請資料を受け取った後、申請資料を確認し、申請を受け入れて審査を決定することを指す。当局が申請資料を受け取った後、その確認の結果により、申請人は、当局から申請資料の補足等の指導を受け、申請資料の修正や補足等を行う場合があるので、申請が受理されるまでに数日を要する可能性がある。

⁵⁸ 営業許可証と各業界の主管部門が交付する経営許可証を分離させ、行政審査をスリム化させることを目指した行政上の改革のことをいう。

⁵⁹ 「外商投资企业电信业务审定意见书」

⁶⁰ 「外商投资企业批准证书」

⁶¹ 改正前の管理規定第11条、第15条、第16条

⁶² 営業許可証を取得してから関連許可証を取得することである。

⁶³ 2020年9月及び10月にそれぞれ公布された「國務院の一部の行政許可事項の取消及び移譲に関する決定」（工业和信息化部关于深化“证照分离”改革的通告）及び「工業・情報化部の外商投資電信企業事中事後監督管理の強化に関する通知」（工业和信息化部关于加强外商投资电信企业事中事后监管的通知）において、外商投資経営電信業務の審査決定意見書の交付の取りやめが決定されている。

⁶⁴ 「工业和信息化部关于深化“证照分离”改革的通告」（工信部政法函〔2021〕159号）

以上のとおり、今回公布された本決定は、外商投資電信企業の審査に関する規定を大幅に調整すると共に、証照分離の改革原則を反映し、かつ、付加価値電信業務の審査期間を短縮しており、外商投資電信業務の審査手続を最適化し、審査の効率を向上させる内容となっている。

執筆担当：入江彦徴、鄭依晨

II. コラム「最高人民法院が公表した 2021 年 10 大知財事件」

中国最高人民法院は、2022 年 4 月 21 日に、2021 年の 10 大知財事件及び 50 件の典型的知財事例を公表しました⁶⁵。

10 大知財事件の内訳は、民事 9 件、刑事 1 件であり、内容は、特許権侵害 1 件、商標権侵害 2 件、著作権侵害 3 件（うち 1 件はソフトウェア著作権）、植物新品種侵害 1 件、不正競争 4 件、独占禁止法違反 1 件でした（商標及び不正競争の両方に関するもの 2 件を含みます）。

外国企業の関連する案件としては、フランス RICQLES 社のミント水に付された「双飛人」商標について、冒認出願、登録をした商標権者に対する先使用の抗弁が認められた商標権侵害・不正競争事件（下記事件 1）、世界的ブランドである「Wyeth」商標の侵害行為に対して懲罰的賠償が課された商標権侵害・不正競争事件（下記事件 6）が含まれます。

また、それ以外にも、営業秘密侵害行為に対する賠償額としては史上最高の 1.59 億元の損害賠償責任が課された「バニリン」製造方法に関する営業秘密侵害事件、SNS 上で植物新品種「金粳 818」の取引を仲介した行為は幫助侵害ではなく直接侵害を構成するとして懲罰的賠償を課した植物新品種侵害事件など、知的財産権に対する保護強化の傾向を印象づける事件が選ばれ、紹介されています。

以下、10 大事件のうち特に興味深い 4 件の概要を若干のコメントと共にご紹介致します。

●事件 1： 商標権侵害・不正競争事件 （2020）最高法民再 23 号

本件は、「双飛人」商標、及び双飛人容器の 2 つの立体商標の権利者である双飛人製薬股份有限公司（以下「双飛人社」といいます。）が、広州ライテス商務諮詢有限公司（以下「ライテス社」といいます。）等によるフランス RICQLES 社のミント水「双飛人薬水」の製造・販売行為が商標権侵害及び不正競争行為にあたるとして提訴した事件です。

一審・二審の裁判所は、商標権侵害・不正競争行為の成立を認めましたが、ライテス社は当該判断が不服として、最高人民法院に対して再審を請求しました。最高人民法院は、ライテス社の提出した証拠により、フランスの RICQLES 社が 1990 年代から中国大陸の一部地区の新聞に「双飛人薬水」の広告を出しており、その持続時間が長く、発行地域及び発行量も多いため、RICQLES 社の先使用に係る「双飛人薬水」の青・白・赤で構成される包装は、一定の影響力を有するものと認定しました。そして、双飛人社が RICQLES 社の「双飛人薬水」の存在を明らかに知りながら悪意で「双飛人薬水」の包装に類似する立体商標を登録し、権利行使した行為は正当とは言えず、ライテス社による先使用の抗弁が成立するとして、商標権非侵害の判断を下しました。また、RICQLES 社の商品包装は先使用により一定の影響力を有しており、更に、商品の目立つ位置に自社名を示す商標を付しているため、当該商品の販売等は、不正競争法上の商品包装等の模倣行為にも該当しないと判断しました。

本件に関し最高人民法院は、「先使用の抗弁制度の目的は、善意の先使用者が元の範囲で一定の影響力を有する商業標識の使用を継続する利益を保護することであり、誠実信用の原則の商標法の分

⁶⁵ <https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-355881.html>

野における重要な現れである。再審判決は、誠意ある経営によってもたらされた使用の権益を有効に保護しており、人民法院が知的財産権訴訟の誠意ある体系を建設していく上で有益な試みである。」とその先例的意義を示しています。本判決は、外国ブランドの標章に関する先使用権を認めためたものであり、その意味では中国の裁判所も外国ブランド、知的財産権を保護する姿勢を有していることを示したものと見えそうです。

●事件5： 特許権侵害事件 (2019)蘇05知初1122号／(2020)蘇05司懲1号

本件において、江蘇省中級人民法院は、「排水板成型機」の特許権を有する周氏の申し立てに応じて、無錫瑞之順機械設備製造有限公司（以下「瑞之順社」といいます。）の被疑侵害製品に対して訴訟前証拠保全の裁定を下し、瑞之順社の現場に赴いて製品を撮影し記録を作成した上で、保全された証拠を破壊又は移転してはならないと言い渡し、瑞之順社の法定代表者に対して確認の署名をさせました。しかしその後、瑞之順社が当該保全証拠を移転し滅失させたため、侵害訴訟の一審裁判所は、証拠の滅失は本件の特許権侵害成否の判断に直接の影響を有するものと判断し、特許権侵害の成立を認め、原告請求額通りの100万元の損害賠償金の支払いを命じました。また、一審裁判所は、瑞之順社による証拠の移転及び滅失行為は、民事訴訟行為の深刻な妨害と判断し、司法懲戒を与え、20万元の過料を科しました。瑞之順社はこの判決を不服として上訴しましたが、二審の最高人民法院は一審判決を維持しました。

本件に関し最高人民法院は、「本件は、人民法院が力を入れて『挙証難』を打ち破り解決したものであり、知的財産権審理の質及び効率と、司法の公信力を向上させた事例である。本件では、証拠を握っている当事者の挙証義務、並びに、証明妨害及び証拠保全妨害の法的責任を明確にし、法に基づいて適切に権利者の挙証負担を軽減し、当事者が積極的、主体的、全面的、誠実に証拠を提供するよう導く上で、重要な実践的価値を有する。」とその先例的意義を示しています。本判決では、「知的財産権の民事訴訟証拠に関する若干規定」（最高人民法院关于知识产权民事诉讼证据的若干规定）第14条の規定、すなわち人民法院が既に保全措置を取った証拠に対し、当事者が無断で証拠の実物を開梱し、証拠資料を改ざんし、又はその他の証拠を破壊する行為を実施して証拠を使用不能とした場合、人民法院は当該当事者がその行為による不利な結果を負うことを確定することができるという規定が引用されています。当該規定に基づき、証拠保全されていた侵害製品は、特許権を侵害するという判断がされており、司法解釈の実務上での運用にあたって参考になる事例といえそうです。

●事件6： 商標権侵害/不正競争事件 (2021)浙民終294号

本件は、米国ワイス社及びその中国子会社が、広州惠氏母嬰用品有限公司（以下「広州ワイス社」といいます。）による商標権侵害及び不正競争行為に対し訴訟提起した事件です。広州ワイス社は、長期に渡り大規模に、「Wyeth」等の標識を付したベビーシャンプーを含む商品を製造・販売し、冒認願及び譲受等の方法で「惠氏」、「Wyeth」等の商標を取得し、宣伝においては明示、黙示的に米国ワイス社と関係のあることを謳うなどして、オンライン及びオフラインで侵害行為を行い、莫大な利益を得たという関係があります。

原告は3000万元の損害賠償請求をしたところ、一審裁判所は侵害行為の成立を認め、損害賠償額については、損害額の立証が困難であるとして、侵害行為によって得られた利益を基準とした認定、判断を行いました。更に、懲罰的賠償として当該利益の3倍の金額を認定したうえ、当該金額が原告の請求する損害賠償額3000万元を超えるため、広州ワイス社等に3000万元の損害賠償金の支払いを命じました。広州ワイス社等はこの判決を不服として上訴しましたが、二審裁判所である浙江省高級人民法院は、一審判決を維持し、判決文の中で、懲罰的賠償金額算定時の基準額と加算額

とは別に計算されるべきであり、懲罰的賠償として侵害行為によって得られた利益の3倍の金額を課す場合、損害賠償の総額となる金額は、被疑侵害行為により得られた利益額等により算定された基準額の4倍となるべきであると判示しました。

本件に関し最高人民法院は、「本件は、人民法院が懲罰的賠償を適用した典型的な事例である。本件は、法に基づき懲罰的賠償を課すことにより、違法侵害行為に基づくコストを著しく高め、侵害者に不法な利益を得させず、逆に被侵害者に十分な救済を受けさせ、『知的財産権の侵害は他人の財産を窃取するものである』という考え方を人民の心に深く植え付けた。」とその先例的意義を示しています。判決では、懲罰的賠償が、懲罰的賠償額の基準額とは別個に扱われることを明確にしたものであり、今後の悪質な商標侵害行為抑止のほか、権利者の救済に資することが期待されます。

●事件9： 不正競争事件 (2020)魯02民初2265号

本件では、「大衆点評」という中国国内で広く利用されている飲食店評価アプリを運営する上海漢濤信息咨询有限公司が、広告サービス契約を締結した業者に対して「大衆点評」上で事実に反した評価（いわゆるサクラ行為）を行っていた青島簡易付ネットワーク技術有限公司（以下「青島簡易付社」といいます。）を反不正競争法違反で提訴した事件です。青島簡易付社が、広告サービス契約をした店舗のために、中国のSNSであるWe Chat上で参加者を組織し、「大衆点評」上で当該店舗に「いいね」を押し、高評価をつけ、お気に入り登録し、店舗への客数とページビューを増加させた行為について、一審の山東省青島市中級人民法院は、公平・誠実の原則及び商業道徳に違反し、プラットフォーム上に不実のデータを掲載させ、プラットフォームシステムの信用を損なうものとして不正競争行為を構成すると認定し、不正競争行為の即時停止と、30万円の損害賠償金の支払いを命じました。

本件に関し最高人民法院は、「本件は、インターネット・プラットフォーム上の『評価捏造』の不正競争行為の認定に関するものであり、本件判決は、実践的なニーズに積極的に応え、『評価捏造』等の行為を制止することを通じて市場の競争秩序を維持し、経営者及び消費者の合法的な権益を保護するものとして、公平競争を尊重、保護及び促進する市場環境を形成する助けとなるものである。」とその先例的意義を示しています。判決では、反不正競争法の虚偽宣伝等に関する規定（法第8条第2項）を引用しつつ、法第2条で言及されている「誠実信用の原則」、「商業道徳の遵守」という反不正競争法の原則に違反している点にも言及しており、不正競争行為を構成するか否かを判断するにおいて、これらの原則に反するかという観点も引き続き重要なポイントであることが読み取れます。

執筆担当：伊藤貴子、包城偉豊

III. 中国法務の現場より

◆ 日本の税関における知的財産侵害物品の差止について

財務省は、毎年 3 月上旬に、税関における前年の知的財産侵害物品の差止状況を公表している。2021 年においては、輸入差止件数は 28,270 件（前年比-6.7%）、輸入差止点数は 819,411 点（同+39.1%）となっており、件数は高止まり、点数は大幅増という状況になっている⁶⁶。

また、差止件数の仕出国（地域）別の構成比では、最も多いのが中国の 77.4%（前年比-7.8%）、次いでベトナムが 10.7%（同+6.2%）、フィリピンが 3.9%（同+1.8%）となっている。この数字から明らかなように、日本の税関で知的財産侵害を理由に差し止められる物品の大部分が中国を仕出国とする物品というのが現状である。

私は業務の関係で日本、中国、香港の税関職員との間で知的財産侵害物品の差止に関する情報交換を行った経験があり、彼ら（彼女たち）が日々懸命に業務に従事し、輸出、輸入の差止を行っていることを認識している。上記の数値は、税関職員の業務遂行の賜物である一方、なお検査の目を潜り抜けて日本に輸入されて市場に出回ってしまう模倣品を含まないものである。

悪意をもって知的財産侵害物品を輸出する者は、差止を回避するための様々な工作を施している。今年の財務省の公表資料で紹介されている例としては、以下のものがある。

- 靴の中敷きの中に商標権を侵害する腕時計を隠匿していた事例
- マッサージ器の中に商標権を侵害する腕時計を隠匿していた事例
- 他の物品の外箱の中に意匠権を侵害するイヤホンを隠匿していた事例
- 電動ドライバーの標章部分をシールで覆い隠匿していた事例

これらは税関で発見されたケースであるが、同様の隠ぺい工作を講じて、税関職員の目を潜り抜けて日本に輸入されている模倣品も少なからず存在するものと思われる。

日本でも、「漫画村」に代表されるような知的財産侵害サイトが多くのアクセスを集めてしまうこと等が問題となっているが、知的財産侵害が行われない世界になるためには、知的財産の保護がいかに重要であるかを広く社会に浸透させることが根本的な対策である。もっとも、このような対策は非常に時間を要するものであり、即効性があるとはいえない点で課題がある。

他方で、より即効性のある対策としては、罰則の強化が考えられる。この点、中国においては、近年、知的財産関連法が次々と改正され、懲罰的損害賠償制度が導入されている。また、知的財産侵害に対する取締りにについても、例年取締りイベント（剣網行動）を実施し、地域別の取り締まりの件数を公表して地方政府ごとの実績を可視化する等、制度面でも運用面でも罰則、取締りを強化している状況にある。

この中国の取り組みとどの程度の因果関係があるかは不明であるが、実は、前述の輸入差止件数の仕出国（地域）別の構成において、中国の占める比率は徐々に減少しつつある。2017 年には

⁶⁶ 財務省ウェブサイト (https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2021/20220304a.htm)

92.2%であったが、2018年～2020年は80%台を推移し、2021年にはさらに77.4%まで減少しており、第1位であることは変わらないものの、確実に構成比が減少しているのである。

もちろん、中国に限らず全体的な侵害行為、侵害物品数の減少が期待されることは当然であるが、中国の構成比が減少し続けていくのか、一時的な現象に過ぎないのかについて、注目していきたいと思う。

執筆担当：中城由貴

IV. バックナンバー

過去 1 年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。
号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令	連載・コラム
2022年3月号	<ul style="list-style-type: none"> 市場主体登記管理条例、市場主体登記管理条例実施細則 最高人民法院による「中華人民共和国民法典」総則編の適用における若干問題に関する解釈 最高人民法院による「中華人民共和国反不正競争法」の適用における若干問題に関する解釈 	
2022年2月号	<ul style="list-style-type: none"> 国家知的財産権局知的財産権信用管理規定 情報安全技術 重要データ識別指針（意見募集稿） 	
2022年1月号	<ul style="list-style-type: none"> 会社法修正草案（意見募集稿） 民事訴訟法の改正に関する決定 人民法院オンライン調解規則 	「2022年の注目しておくべき立法」
速報版（2022/1/25）	中国における育児休暇の導入について	
速報版（2022/1/6）	外資参入ネガティブリスト（2021年版）の施行について	
2021年10月号	<ul style="list-style-type: none"> 児童化粧品監督管理規定 信用調査業務管理弁法 中華人民共和國税関輸出入貨物商品の分類管理規定（2021） 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第9回 取引契約の履行
2021年9月号	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法 自動車データセキュリティ管理に関する若干の規定（試行） 税関登録登記及び届出企業信用管理弁法 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第8回 取引契約の交渉と締結
2021年8月号	<ul style="list-style-type: none"> 化粧品生産経営監督管理弁法 市場監督管理重大違法信用失墜名簿管理弁法 重要情報インフラ安全保護条例 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第7回 法務 DD の頻出事項④ （人事労務）
速報版（2021/8/30）	中国の個人情報保護法について	
2021年7月号	<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク製品のセキュリティ脆弱性管理に関する規定 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第6回 法務 DD の頻出事項③ （資産）

	<ul style="list-style-type: none"> 市場監督管理行政処罰手続規定（改正）と市場監督管理行政処罰聴聞弁法（改正） 電子労働契約締結ガイドライン 	
2021年6月号	<ul style="list-style-type: none"> 印紙税法 データセキュリティ法 反外国制裁法 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第5回 法務 DD の頻出事項② (許認可・環境)
2021年5月号	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国海上交通安全法（改正） 薬品監督・管理能力の建設の全面的な強化に関する実施意見 香港特別行政区破産手続の承認・協力の試験的展開に関する意見 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第4回 法務 DD の頻出事項① (組織)
2021年4月号	<ul style="list-style-type: none"> 輸出入食品安全管理弁法 輸入食品国外生産企業登録管理規定 	中国法実務のイロハ 第四弾：企業買収のイロハ 第3回 法務 DD の実施方法

- 発行
TMI 総合法律事務所
- 編集・監修
山根基宏、中城由貴
包城偉豊、入江彦徴
- 発行日
2022年5月10日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



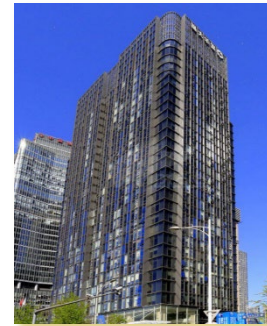
上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: tmishanghai@tmish.com



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/ブノ
ンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/フランス/ブラジル/ケニア